

会 員 各 位

東京都社会保険労務士会
中 央 支 部
支 部 長 助川 弘美
(公印省略)

中央支部 平成 29 年度第 4 回例会及び第 4 回研修会のお知らせ

余寒の候、会員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、中央支部におきましては、第 4 回例会及び研修会を下記により開催致しますので、
多くの会員の皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 **平成 30 年 3 月 14 日 (水) 午後 2 時 30 分から 4 時 45 分**
2. 会 場 **中央区立 日本橋公会堂 2 階 第 3、4 洋室**
〒103-8360 中央区日本橋蛸殻町 1-31-1 日本橋区民センター内
(電話番号) 03-3666-4255
3. 例 会 午後 2 時 30 分から 2 時 55 分
○東京会、中央統括支部、中央支部等に関する諸連絡
○新規入会者の紹介
○情報その他
4. 研修会 午後 3 時から 4 時 45 分
※研修の時間は午後 3 時 00 分から 4 時 30 分迄 (1 時間 30 分) で
その後 4 時 30 分から 4 時 45 分まで質疑応答の時間を予定しております。

テーマ： 「あなたこそ紛争解決の主役です！」

— 個別労働紛争の解決とセンター東京の利用など —

【概 要】

現在、都道府県労働局に持ち込まれる総合労働相談は 113 万件を超え、労働紛争をどう解決して良いか悩む労働者や事業主は年々増加しており、我われ社労士の相談などへの対応が求められています。このように、ADRに関する知識を持つことは開業、勤務を問わず重要な事項である中で、「あっせんについてどのように対応してよいか不安がある。」、「相談は受けたもののなかなか代理人や補佐人として踏み出せない。」という声も多く聞きます。そこで今回は、当支部会員のセンター東京の委員長、本間氏を講師に迎え、労働局やセンター東京へのあっせんの申し立ての基本から実務まで解説していただきます。開業会員、勤務会員問わず奮ってのご参加をお待ちしております。

5. 講師：社労士会労働紛争解決センター東京運営委員会 委員長 本間 邦弘 氏

【講師略歴】

■講師

社会保険労務士 本間事務所所長

社会保険労務士 本間 邦弘（ほんま くにひろ）氏

■現職

- ・社会保険労務士 本間事務所所長
- ・労働紛争解決センター東京 センター長兼運営委員長
- ・都立荏原看護専門学校 講師

■業務、セミナーなど

弁護士や税理士など他士業との連携で総合的にクライアントや相談者に対応することを得意とする。

■出版

「社員の不祥事・トラブル予防と対策（日本経済新聞出版社）、「個人情報きちっと管理」（労働新聞社）など29冊

ホームページ で検索

以上